

浜松市条例第 2 号

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 13 年浜松市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第 11 条 特殊作業手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第 11 条 特殊作業手当は、次に掲げるときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣の殺処分及び死体の埋却の作業その他これらに準じる作業として規則で定めるものに従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前項第 3 号の作業 作業に従事した日 1 日につき 380 円</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

(あらし)

この条例は、職員が従事した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき捕獲をした鳥獣の殺処分及び死体の埋却の作業に対し、特殊作業手当を支給できるようにするものです。